省　令

○総務省令第三十八号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、放送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月十四日

総務大臣　松本　剛明

放送法施行規則等の一部を改正する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　基幹放送	第四章　基幹放送
［第一節・第二節　略］	［第一節・第二節　同上］
第三節　外国人等の取得した株式の取扱い（第八十七条―第九十一条の四）	第三節　外国人等の取得した株式の取扱い（第八十七条―第九十一条）
第三節の二　経営基盤強化計画の認定（第九十一条の五―第九十一条の十六）	第三節の二　経営基盤強化計画の認定（第九十一条の二―第九十一条の十三）
［第四節～第六節　略］	［第四節～第六節　同上］
［第五章・第六章　略］	［第五章・第六章　同上］
第七章　認定放送持株会社（第百八十三条―第二百十条の二）	第七章　認定放送持株会社（第百八十三条―第二百十条）
［第八章・第九章　略］	［第八章・第九章　同上］
附則	附則
（実施計画の記載事項等）	（実施計画の記載事項等）
第十二条の四　［略］	**第十二条の四**　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　インターネット活用業務の当該事業年度の実施に要する費用に関する次の事項	四　［同上］
イ　日本放送協会（以下「協会」という。）のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（当該業務に伴い協会が放送した放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務を含む。以下「常時同時配信等業務」という。）その他の受信料財源インターネット活用業務（インターネット活用業務であつて、法第七十三条第二項第一号に掲げる業務以外のものをいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の二に定める様式による当該費用の明細	イ　日本放送協会（「以下「協会」という。」のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（当該業務に伴い協会が放送した放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務を含む。以下「常時同時配信等業務」という。）その他の受信料財源インターネット活用業務（インターネット活用業務のうち、専ら受信料を財源として行うものをいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の二に定める様式による当該費用の明細
ロ　有料インターネット活用業務（法第七十三条第二項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の三に定める様式による当該費用の明細	ロ　有料インターネット活用業務（インターネット活用業務のうち、受信料財源インターネット活用業務以外のものをいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の三に定める様式による当該費用の明細
［五～八　略］	［五～八　同上］
［2　略］	［2　同上］